

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	鳥取市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1481247019250/index.html

執行機関名

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	鳥取市特別医療費助成条例(昭和48年条例第41号)別表第5号によるひとり親家庭に係る医療費の助成(以下「ひとり親家庭特別医療費助成」という。)に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 第8の項 鳥取市特別医療費助成条例(昭和48年条例第41号)別表第5号によるひとり親家庭に係る医療費の助成(以下「ひとり親家庭特別医療費助成」という。)に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	鳥取市特別医療費助成条例(昭和48年条例第41号)第1条、同条例別表第5号
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、身体障害者その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もつてその福祉を増進することを目的とする。 別表(5) 配偶者のない女子(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養し
⑦独自利用事務の関連規範		鳥取市特別医療費助成条例(昭和48年条例第41号)